

『集团的消費者被害回復制度等に関する研究会』とりまとめ

研究会の経緯

○消費者被害では、個々の消費者が自ら訴えを提起して被害回復を図ることを断念しがちである。

○特に悪質な事案では、加害者の資産の隠匿・散逸により、被害回復が困難になることがある。

➡ 現状を踏まえた集团的消費者被害の回復制度等の在り方について調査・研究の必要性がある。

研究会の目的

- ① 関連する我が国に於ける既存法制度の現状把握・評価
- ② 諸外国の制度の内容及び運用状況の調査

消費者被害の状況

○PIO-NET情報によると、年度別相談件数は、近年、100万件前後の高水準で推移している。

○相談された案件の金額は、比較的少額であるものが多い。

具体的な被害事例の整理

1. 被害者の特定が比較的容易で、被害内容が定型的（学納金返還請求事案、個人情報流出事案）
2. 被害者の特定は比較的容易であるが、被害内容の個別性が強い（悪質住宅リフォーム事案、モニター商法事案）
3. 被害者の特定は困難であるが、被害内容は定型的（有価証券報告書虚偽記載事案、食品表示偽装事案）
4. 被害者の特定が困難で、被害内容の個別性が強い（薬害事案、食中毒事案）

関連する国内制度

○消費者団体訴訟制度

•適格消費者団体が、不特定かつ多数の消費者の利益のために、事業者の不当な行為について差止請求をすることができることとする制度。

→被害の発生・拡大を防ぐことは可能であるが、差止請求に係る判決や和解が得られた事案であっても、当該事業者による過去の同一の行為に関する個々の消費者の被害の回復が図られているかは不明。

→費用や労力等との関係から、個々の消費者が訴えを提起してその権利の実現を図ることを期待することが困難な場合も少なからずある。こうした場合の個々の消費者の権利の実現の実効性を高める方策についてさらに検討する必要がある。

○選定当事者制度

•共同の利益を有する多数者(選定者)の中から代表者(選定当事者)を選んで訴訟追行権を授与し、選定者全員のために当事者として訴訟を追行させる制度。

→現行法上存在するオプト・イン型の集合訴訟という。

→制度が利用された件数は少数に止まっており、共通の原因に基づく被害者が多数存在するような事案で利用されているというわけでもない模様であることをふまえて、制度設計をする必要がある。

○課徴金

•違反行為を抑止するための行政上の措置として、行政庁が違反者に金銭的不利益を課す制度。

→不法な収益をはく奪する制度として機能しているが、徴収した金員は国庫に帰属するため、被害の回復制度とはなっていない。

→利益はく奪型の制度を創設する場合には関係を整理する必要がある。

○被害回復給付金支給制度

犯人から没収・追徴した犯罪被害財産を金銭化し、被害を受けた者等に給付金を支給する制度。

→不当な収益のはく奪及び被害者救済制度の先行的な例として参考になるが、制度の対象とならない消費者被害事案も多い。

○緊急停止命令

•独禁法・金商法上の違反行為について、公正取引委員会や金融庁長官等が、裁判所に対し、当該行為の停止等を命ずるよう申し立てることができるという制度。

→行政庁が裁判所に申し立てをし、裁判所が行為の停止等を命ずる手続である点で参考になるが、実際の運用件数は少ない。

○振り込め詐欺救済法

•振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払の手続等を定めた制度。

→分配方法、分配金と損害賠償請求権との関係、少額で分配が困難な場合や残余が生じた場合の処理等について参考になる。

関連する諸外国の制度

※分析の視点として、①訴訟の当事者、②権利等の性質(集合訴訟型か利益はく奪型か)がありこのうち、③集合訴訟型についてはその手続構造(オプト・アウト型、オプト・イン型、併用型、二段階型)による分類がある。また、④その他の視点により分類されるものがある。

訴訟の当事者 権利等の性質	被害を受けた消費者	消費者団体	行政機関
集合訴訟型	クラス・アクション[アメリカ、カナダ(オンタリオ州)] 代表手続[オーストラリア] 集団訴訟手続等[スウェーデン、ノルウェー、デンマーク]	グループ訴権[フランス]※ 集団訴訟手続(クラス・アクション)[スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、ブラジル]	パレンス・パトリー訴訟[アメリカ] 代表訴訟[オーストラリア] 集団訴訟手続(クラス・アクション)[スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、ブラジル]
利益はく奪型		利益はく奪請求制度[ドイツ]	FTC、SECのインジャンクション等 州権執行訴訟[アメリカ]

オプト・アウト型	オプト・イン型	併用型	二段階型
クラス・アクション[アメリカ、カナダ(オンタリオ州)] パレンス・パトリー訴訟[アメリカ] 代表手続[オーストラリア]	集団訴訟手続[スウェーデン]	集団訴訟手続(クラス・アクション)[ノルウェー、デンマーク]	クラス・アクション[ブラジル] グループ訴権[フランス]

その他
集会的和解制度(オランダ)

※グループ訴権は2006年11月の消費者法典改正案によるもので、この改正案は成立していない。

○集合訴訟型

・「オプト・アウト型」とは…「個別の権利者の授権ないし届出等を要しないもの。」

・「オプト・イン型」とは…「授権ないし届出等を要するもの。」

・オプト・アウト型(アメリカのクラス・アクションなど)

共通点をもつ一定範囲の人々を代表して一人又は数名の者のために訴え又は訴えられる訴訟形態。

▶少額請求権のように消費者個人が自ら単独で請求することが実質的に困難な権利について、その行使を実効的なものとする被害者救済制度として参考となる。

▶判決の効力が、クラスに有利と不利とを問わず、オプト・アウトしなかったクラス構成員に及ぶとされていること、損害賠償額の認定、分配方法等について、十分な検討を要する。

・併用型(ノルウェーのクラス・アクションなど)

原則としてオプト・イン型としつつ、請求金額が少額であるなど一定の要件を満たす場合にはオプト・アウト型の訴訟追行を認めるもの。

▶オプト・イン型とオプト・アウト型とを併用し、事案に応じた柔軟な対応を可能にし、また、オプト・アウト型の適用対象を少額請求の場合に限定したことにより、手続保障上の問題点を限定している。

・二段階型(ブラジルのクラス・アクションなど)

責任原因の存否を判断する手続と、損害額を判断する手続との二段階に分けるもの。

▶責任原因に関する判決の効力が個々の消費者に不利には及ばないとし、損害額を個別に判断することとしており、我が国の訴訟手続に比較的整合的。

▶判決の効力の片面的拡張の正当化根拠等が問題となる。

○利益はく奪型

・消費者団体などによるもの(ドイツ不正競争防止法など)

消費者団体等が不正競争行為により購買者の負担のもとで利益を得た事業者にたいし、不当に得た利益を国庫に引き渡すよう求めるもの。

・行政庁によるもの(アメリカFTC・SECなど)

インジャンクシヨンの付随的救済命令の内容として、海外者が違法に得た利益をはき出させ、被害者に分配すること等を命ずること。

▶利益はく奪の法的性質を明らかにする必要がある。

▶課徴金や罰金との関係の整理が必要となる。

今後の検討について

【検討の視点】

○どのような「消費者」像を想定すべきか。

○どのような被害事例を想定した制度とするか。

○個々の被害者の被害回復を重視するか、違法行為の抑止又は不当な収益の剥奪を重視するか。

⇒ どのような事例を想定し、どのような目的を重視するかに応じて制度設計が異なりうる。

○制度設計に向けて検討しなければならない論点として、手続(個別権利を集合的に行使するのか、不当な収益のはく奪を行うのか。)、制度の適用対象となる事例とならない事例とをどのように区別するか、権利を行使する主体、個々の消費者からの授権の要否、判決の効力が第三者に拡張することとする場合の手続保障等がある。

【制度設計に向けての課題】

○財産保全についての検討

○被害実態の把握のための調査

○関連する諸外国の制度の正確な内容及び運用状況の把握のための追加的海外制度調査

○制度設計として考えられる選択肢及び制度化のための論点の検討